

特別職職員の身分の取扱いについて（協議項目12）

特別職職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年7月26日提出

女満別町・東藻琴村任意合併協議会
会長 小島 忠和

協議項目12	特別職職員の身分の取扱い
<p>1. 常勤の特別職について 新町の町長、助役、収入役及び教育長の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。なお、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。</p> <p>2. 非常勤の特別職について 行政委員会委員の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。 各種審議会等の附属機関で、新町に設置する必要のあるものの人数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。</p>	

平成 年 月 日確認

【資料】

- 1 特別職の身分の取扱い・・・・・・・・・・別紙添付